

○山形県公安委員会公印に関する規程

平成13年12月14日

公安委員会規程第6号

改正 平成14年5月31日公安委員会規程第4号

平成15年3月27日公安委員会規程第1号

平成16年3月19日公安委員会規程第2号

平成18年3月23日公安委員会規程第4号

平成19年2月22日公安委員会規程第1号

平成22年4月1日公安委員会規程第2号

平成25年6月27日公安委員会規程第3号

平成30年10月26日公安委員会規程第2号

平成31年4月1日公安委員会規程第1号

令和3年8月31日公安委員会規程第3号

令和7年3月25日公安委員会規程第3号

注 平成30年10月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規程は、山形県公安委員会における公印に関し必要な事項を定めるものとする。

(種類等)

第2条 公印の種類、制式、使用区分及び管理者は、別表のとおりとする。

(調製及び登録)

第3条 公印は、すべて警察本部において調製し、警務部総務課に備え付ける公印簿（別記様式第1号）に印影等を登録の上、管理者に交付するものとする。

2 公印は、公印簿に登録したものでなければ使用してはならない。

（一部改正〔令和7年公安委員会規程3号〕）

(保管)

第4条 公印は、管理者が保管するものとする。

2 管理者は、必要により副署長、次長又は特に指定する職員を保管責任者に指定し、公印を保管させることができる。

3 公印は、堅固な容器に納め、確実に保管しなければならない。

(使用)

第5条 公印は、管理者又は保管責任者の責任において使用するものとする。

2 公印を押なつするときは、原議書が決裁を経たものであり、かつ、その内容が原議書と同じであることを確認しなければならない。

3 公印は、公文書以外に使用してはならない。

(勤務時間外等の措置)

第6条 管理者又は保管責任者は、勤務時間外、休日、出張、休暇等で不在となるときは、当直長又は他の者を指定して公印の保管を命じ、使用させることができる。

2 前項の規定により、公印の保管を命ぜられた者が公印を使用するときは、公印使用簿(別記様式第2号)に所要の事項を記載して、管理者に報告しなければならない。

(印影の印刷)

第7条 管理者は、公印の押なつに替えて印影を印刷しようとするときは、公印の種類及び寸法並びに印刷物の種類、用途及び枚数について警察本部長の決裁を受けなければならない。

2 管理者は、決裁を受けた印影の印刷に立会い、印刷が終わったときは、印刷に使用した印影の原版を公印に準じて保管しなければならない。

3 管理者は、印影を印刷した印刷物(以下「公印印刷物」という。)を厳重に保管し、公印印刷物受払簿(別記様式第3号)により常に受払及び使用の状況を明らかにしておかなければならぬ。

4 管理者は、公印印刷物が不要となったときは、速やかに公印印刷物を廃棄し、又はその印影を抹消しなければならない。

(印影の電子計算機への登録)

第8条 管理者は、印影を電子計算機に登録しようとするときは、公印の種類及び寸法並びに当該電子計算機を使用する業務について警察本部長の決裁を受けなければならない。

2 管理者は、電子計算機に印影を登録したときは、不正使用を防止する措置をとらなければならない。

3 管理者は、印影を登録した電子計算機による事務が廃止されたときは、速やかに印影の電磁的記録を抹消しなければならない。

4 電子計算機に登録した印影を印刷装置を使用して印刷するときは、前条の規定は適用しない。

(追加〔平成30年公安委員会規程2号〕)

附 則

この規程は、平成14年1月1日から施行する。

附 則（平成30年10月26日公安委員会規程第2号）

この規程は、制定の日から施行する。

附 則（平成31年4月1日公安委員会規程第1号）

この規程は、制定の日から施行する。

附 則（令和3年8月31日公安委員会規程第3号）

- 1 この規程は、令和3年9月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

附 則（令和7年3月25日公安委員会規程第3号）

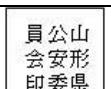
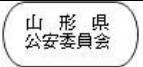
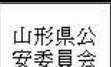
この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表

（一部改正〔平成31年公安委員会規程1号・令和7年3号〕）

公印の種類、制式、使用区分及び管理者

番号	種類	制式		使用区分	管理者
		寸法（ミリメートル）	ひな形		
1	山形県公安委員会印	方 30		公文書用	総務課長
2	山形県公安委員会印	方21		公文書用	総務課長 運転免許課長 警察署長
2の2	山形県公安委員会印	方10		証明書用	総務課長
3	山形県公安委員会印	方 21		行政処分通知書用	生活安全企画課長 組織犯罪対策課長 交通企画課長 運転免許課長
4	山形県公安委員会印	縦 7 横 18		許可証用	生活安全企画課長 警察署長
5	山形県公安委員会印	縦 4 横 15		免許証用	運転免許課長 警察署長

6	山形県公安委員会印	直径 22		取消処分者講習終了証打出 刻印用	運転免許課長
7	山形県公安委員会印	方 10		免許証用	運転免許課長
8	山形県公安委員会印	方 4.5		免許証用 証明書用	運転免許課長
				駐車監視員資格者証用	交通指導課長
				滞納処分職員証用	
				獣銃安全指導委員証用	生活安全企画課長
9	山形県公安委員会印	だ円形 縦 20 横 28		免許証打出刻印用	運転免許課長
10	山形県公安委員会印	縦 12 横 18		許可証打出刻印用	警察署長
11	山形県公安委員会印	直径 28		免許証用	運転免許課長
12	山形県公安委員会印	直径 20		免許証用	運転免許課長
13	山形県公安委員会委員長印	方 21		公文書用	総務課長